

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（534）

2. 日 時：令和5年6月14日 13時30分～14時25分
14時35分～15時00分
15時10分～16時30分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、片桐主任安全審査官、

大塚安全審査官、小野安全審査官、平本安全審査専門職、

田代審査チーム員

技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門

武智技術参与※

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他30名

原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ（担当課長）※、

他24名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

（1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準
対象施設等）第11条 安全避難通路等（DB11 r. 11. 0）

（2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準
対象施設等）比較表 第11条 安全避難通路等（DB11-9 r. 1
0. 0）

（3）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第11条 安全避難通
路等）

（4）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第11条
安全避難通路等

（5）ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料

（6）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準
対象施設等）第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 11. 0）

（7）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準

- 対象施設等)比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r. 1. 0)
- (8) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第26条 原子炉制御室等)
 - (9) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第26条 原子炉制御室等
 - (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第34条 緊急時対策所(DB34 r. 10. 0)
 - (11) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第34条 緊急時対策所(DB34-9 r. 10. 0)
 - (12) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第34条 緊急時対策所)
 - (13) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第34条 緊急時対策所
 - (14) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等(SAT118 r. 10. 0)
 - (15) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)2. 18 緊急時対策所【61条】(SA61 r. 10. 0)
 - (16) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 61条(SA61H r. 10. 0)
 - (17) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等(SAT118-9 r. 10. 0)
 - (18) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)比較表 2. 18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r. 10. 0)
 - (19) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 61条(SA61H-9 r. 10. 0)
 - (20) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等)
 - (21) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第61条 緊急時対策所)
 - (22) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

- (23) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第61条 緊急時対策所
- (24) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r. 8. 0)
- (25) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r. 8. 0)
- (26) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 8. 0)
- (27) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r. 7. 0)
- (28) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.15 計装設備【58条】(SA58-9 r. 7. 0)
- (29) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. 7. 0)
- (30) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第58条 計装設備)
- (31) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.15 事故時の計装に関する手順等
- (32) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第58条 計装設備
- (33) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 10. 0)
- (34) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09-9 r. 8. 0)
- (35) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第9条 溢水による損傷の防止等)
- (36) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第9条 溢水による損傷の防止等
- (37) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について 第9条 (溢水による損傷の防止等)
- (38) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (その他外部事象) (DB061N r. 11. 0)

- (39) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）（DB061N-9 r. 10. 0）
- (40) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象））
- (41) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。規制庁大塚です。それでは、北海道電力泊発電所 3 号炉の設置変更許可申請の、
0:00:08	ディー・ディー・エス
0:00:10	のコメント回答に係るヒアリングを開始します。それではまず原子炉制御室からということで事業者の方から説明をお願いします。
0:00:18	はい。北海道電力芝田です 26 条前回、ヒアリングコメント回答ございますんで、コメント回答と、あと適正化を行ってますんで説明必要な箇所を補足させていただきます。
0:00:33	北海道電力の菅原です。それではまず、26 条のコメント回答ということで資料の方、資料 2-3。
0:00:43	へえ。
0:00:44	お願いいたします。コメント回答リストのナンバー 39。
0:00:49	前回 5 月 9 日のヒアリングでいただきましたコメントについて、回答させていただきます。コメント内容ですが、地すべりの監視に関して、
0:00:59	テンパチの範囲にどのように記載すべきか、検討の上説明すること。
0:01:04	モニタリングポストは、6 条の基準適合の観点である、代替設備により、機能を確保するということと分けて、二区 26 条は、中央制御室から、自然現象、地すべりを、
0:01:18	監視することが、基準適合上必要であり、別添で示している方針と関連づけてどうあるべきかを整理して説明すること。
0:01:28	本件につきまして、まず、自然現象のうち、地すべりに関しましては、気象観測設備と公的機関からの情報で監視する方針としておりますので、
0:01:41	比較表の 26、
0:01:44	9 の 40 ページのテンパチの範囲において、それがわかるように、備考の気象観測設備と、
0:01:53	c 項の公的機関からの情報で把握する自然現象として地すべりを記載いたしました。
0:02:02	また、監視カメラで把握する自然現象は、すべて明確に記載されているものに対して、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:09	気象観測設備と公的機関からの情報で、把握する自然現象等については、一部代表のみを記載した、抽象的な記載であったため、
0:02:20	地すべり以外の自然現象等についても具体的に記載いたしました。
0:02:26	また、比較表の別添 1-18 に、地すべりの菅椎野考え方を、の記載内容につきまして、モニタリングポストへの影響や代替設備による、
0:02:40	機能確保に関する記載をしておりましたが、
0:02:44	2、26 条では自然現象に対する監視把握手段が基準適合上必要でありますので、地すべりは気象観測設備と、
0:02:55	公的機関からの情報で感じる旨を記載しまして、モニタリングポストに対する影響であったり、代替手段は六条側の方に記載するため、
0:03:07	26 条側からは記載を削除いたしました。
0:03:11	あわせて、比較表の別添 1-22、監視カメラにより把握可能な自然現象等の表が現状記載されておりましたが、
0:03:23	それに加えまして監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象の表を追加しまして、テンパチの範囲に記載した各自然現象と、
0:03:36	の把握手段と関連づけいたしました。
0:03:40	具体的な修正箇所についてですが、比較表の方でいきますと、
0:03:47	比較表の
0:03:51	資料 2-2 ですね、の比較表の 26-41 ページ
0:03:58	に、ABC と、監視手段、
0:04:03	ごめんなさい、26-40 ページですね、2、ABC と、監視設備が書いておまして、このうち、ABC コウノ気象観測設備、
0:04:13	C コウノ、公的機関からの情報、
0:04:18	監視する自然現象につきまして、すべてを、
0:04:23	監視する自然現象をすべて明記する形に修正いたし、修正しております。
0:04:29	続きまして、別添、同じ資料で
0:04:37	別添 1-18 ですね。
0:04:39	こちらの方に、地すべりに関する監視方法を記載しておりましたが、この記載の内容から、モニタリングポストに対する記載を削除して地すべりを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:50	気象観測設備と公的機関から監視する旨を記載しております。
0:04:56	続きまして別添1の20ページですが、こちらにもともと表2-1-3、監視カメラにより把握可能な自然現象等の等々ということで、
0:05:08	監視カメラにより把握可能な自然現象の表のみをつけておりましたが、表2-1-4、監視カメラ以外の設備により把握は可能な自然現象ということで、
0:05:18	凍結地すべり、高潮、
0:05:21	を監視する手段を、表を追加して明確化しております。
0:05:27	監視カメラに関する部分についてはコメントに回答につきましては以上となります。
0:05:36	北海道電力の芳野でございます。引き続き、
0:05:40	適正化リストについて、ちょっとご説明させていただきたい点をご説明させていただきます。資料の2-4をご覧いただきたいと思っております。
0:05:52	紙ページといたしましては資料2-4の16分の、11ページ、お願いいたします。
0:06:02	こちらのナンバーの31番32番、でございます。適正化内容なんですけれども、
0:06:10	今回、
0:06:13	最新の要員数等を踏まえまして、放射線防護具の配備一覧表を記載しているものがございますけれどもそちらの適正化を、最新化を行ってございます。
0:06:28	ページといたしましては、比較表の方でちょっとご説明させていただきたいと思うんですけども、資料の2-2。
0:06:36	の比較表の方ですね、下ページ、26の別添1の、72ページのほうをご覧いただきたいと思っております。
0:06:52	こちら72ページの方に防護具の一覧ございますけれども、こちらの防護具のですね一覧の緊急時対策所に配備する、防護具、それから金、中央制御室に配備する防護具、構内に配備している。
0:07:07	防護具等の配備数を記載しておりますけれども、こちらの方最新化の放映いたしまして、こちら、26条以外にもですね、34条側それから技能の1.0などでも同じ表を掲載しております、
0:07:23	こちら、最新化したものに、それぞれ見直しをさせていただいてございます。
0:07:31	その他、その他

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:33	26条のまとめ資料につきましては、記載の適正化箇所、複数ございますけれども、その内容につきましては適正化リストのほうで衛星整理させていただいておりますので、
0:07:46	詳細の説明は割愛させていただきます。
0:07:50	説明は以上でございます。
0:07:56	はい。規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。
0:07:59	それでは確認に入りたいと思います。
0:08:02	まずコメント回答の部分の監視員のところなんですけど、
0:08:08	まずですね、資料2-1のまとめ資料本体の方で、
0:08:14	見ていただくと、
0:08:17	26条、別添1の20ページのところですね。
0:08:24	監視カメラによる把握可能な、
0:08:27	自然現象等という表が載ってまして、今回、地すべり、
0:08:33	を入れていないということなんですけども、そのことについてちょっと確認なんですけど、現在示していただいている今構内監視カメラ、
0:08:42	では、t h i s減り、
0:08:46	鋭利滑り地形に設置するモニタリングポストは、全然監視できない、見えない。
0:08:52	状況なんでしょうか。
0:08:58	北海道電力の須川です。
0:09:00	地すべり、
0:09:03	急傾斜地崩落が、
0:09:05	堀株守衛所をR I P側と雑側の2ヶ所で、端数を、起きる評価になってるんですけどもそちらの両方に、
0:09:16	モニタリングポストが1台ずつ設置されておりまして、そちらに関しては、現状の管内構内監視カメラでは、
0:09:25	の監視範囲外となっております。
0:09:30	規制庁大塚です。モニタリングポストは全然見えないということで理解しました。
0:09:35	はい。そうす
0:09:37	とときに、先行プラントで、
0:09:42	地すべりを考慮しているプラント、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:46	てみると、BWRプラントだと柏崎と島根が該当すると思うんですけど、両プラントとも、一応地すべりをですねこの監視カメラにより把握可能な自然現象として位置付けて、
0:09:58	いるんですけど、まともには位置付けないということで、その先行プラントと
0:10:05	どう異なるのか。
0:10:07	どういう理由で入れてないのかっていうのは、しっかりと整理していただきたいんですけど。
0:10:12	その理由については明確になってますでしょうか。
0:10:20	北海道電力の菅原です。
0:10:24	地すべりに関しましては、宇都街においては、監視カメラ以外の気象観測設備等公的機関、
0:10:31	地震誘因となる。
0:10:33	発生の要因となります。
0:10:37	地震と降雨ね確認すると。
0:10:40	いう方針としておまして、
0:10:46	地すべりの影響が、モニタリングポスト、
0:10:49	ここにおいても、
0:10:50	何ていうかね発電用原子炉施設、
0:10:54	に影響を与えるものはモニタリングポストのみでありまして、
0:10:58	その影響については、
0:11:03	モニタリングポストからの警報等で十分その影響を監視できるというもので監視カメラの監視は必要ないと、整理したものであります。
0:11:13	一方島根さん等におきましては、
0:11:16	菅。
0:11:18	地すべりの影響がモニタリングポストのみではなく、ポンプ等、いろいろなタンク等の多数の施設がありますので、監視カメラ、においの監視も必要なのかなと。
0:11:30	思っておりまして、野間においては、
0:11:34	監視地すべりお話で、カメラで監視できなくても、その影響を十分、気象と的その他その辺を組み合わせることによって、
0:11:43	影響の把握ができると考えた次第でございます。
0:11:51	規制庁大塚です承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:53	藤先ほどご説明していただいた内容は、今んところあれですかね比較表のどこかに書いていますか、取りまとめ資料だとか、そういう理由のところ、
0:12:05	もし書いてなければ、そこはちょっと明確にしておいた方がいいと思うので、追記のほうをお願いしたいんですけど、よろしいでしょうか。
0:12:14	はい。
0:12:17	当初モニタリングポストの影響についても記載しておりいたんですけども、その辺も
0:12:25	踏まえまして、ちょっと、
0:12:28	影響の範囲はどこどこなのか、それに対して、問題ないのかっていう観点で記載のほうをちょっと見直させていただきたいと思います。
0:12:42	網をですけどまとめ資料の26条の3ページをまず見てください。2ページと3ページこれ追加条文よく見て欲しいんですけど。
0:12:53	設置許可では発電を原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するものとする。
0:13:00	技術基準言ったらせず外部の状況は薄ための装置を、
0:13:04	施設しなければならないと。
0:13:07	今、大塚が言ってるのは外の状況を把握するために必要なのっていうのは、想定されるが想定される事象に対して、
0:13:18	発電を原子炉施設が把握しなければならないものということは多分、
0:13:24	私の認識はモニタリングポストを含めてという認識ではあります。
0:13:29	なので、中央制御室2 どうそれを感知することができるかっていうところが、
0:13:36	先行と何が違って、なぜ見なくていいのか、見れなくても問題ないのかっていう説明をつかなければ、当然6、
0:13:45	想定される自然現象があるにもかかわらずそこを見なくていいという理由には多分ならないと思うんですよ。
0:13:53	私言ってることある基準の適合上の説明としてどう持っていられるのかと。
0:13:59	モニタリングポストだからいいという多分整理はしてなかったはずなんですよ。
0:14:03	先行では違いますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:07	はい北海道電力芝田ですご指摘の通り、安全施設モニタリングポスト安全施設ですんで、それを把握する必要があって今は
0:14:17	公的機関の情報や気象観測設備というふうな整理をしていますが先ほどご指摘いただいてるより通り長橋長屋の大井だけではなくて、
0:14:29	他社との相違というふうなところでどう、違いがあるのかないのかっていうあたりがちょっと記載されてなかったと思いますんで、その辺りちょっとどこと比べるかってこと追加でどこと比べるかってことも含めて、記載の見直しを行いたいと思います。
0:14:46	つついについて言うと、規則の解釈で何て書いてあるかっていうと、
0:14:52	要は、発電用原子炉施設の外の状況を把握するとは、
0:14:57	強化の現発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できることをいうって書いてあるんですよ。
0:15:07	ここで
0:15:10	及ぼす可能性のある自然現象というのは、多分六条でチョイスしてる抽出してるもんだである、あるべきだと思ってるんです。
0:15:20	もんなので、だからモニタリングポスト自体は2ヶ所あって、
0:15:29	全部の園山宇山が崩れる可能性のやつを全部把握しろとは別に言ってるつもりはないんですよ。
0:15:35	ただモニタリングポストの状況をどう把握するんですかっていう。
0:15:40	ところを、
0:15:42	多分先行で公共の情報からとかっていうのは多分選択したところはないはずなんですよ。
0:15:48	中央清潔でどう把握するかと思うんで、
0:15:51	そこをよく考えてくださいということです。はい。いいですかね。
0:15:57	北海道電力芝田ですし、理解いたしましてちょっと記載の方見直させていたきたいと思います。
0:16:05	はい。規制庁大塚です。私からの確認は以上になります。他に何かコメントある方、いらっしゃいますか。
0:16:14	とコメント回答以外でも、資料全体を通してでも構いません。
0:16:19	大丈夫ですか。
0:16:21	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:22	それでは、原子炉制御室については、
0:16:25	確認は以上となりますが事業者側から何かありますでしょうか。
0:16:35	ございません。
0:16:36	はい。規制庁大塚です。はい、それでは現象制御室のほうはこれで終了したいと思います。続きまして緊急時対策所の方に入りたいと思います。
0:16:45	まず事業者の方から説明をお願いします。
0:17:58	北海道電力の高橋です。それでは、34条を緊急時対策所のコメント回答をさせていただきたいと思います。コメントについてはですね、
0:18:09	緊急時対策所の加圧に関する判断基準、そこでコメントをいただいておりますので、その
0:18:17	点で回答させていただきますヨシノの方から、
0:18:21	説明します。
0:18:23	北海道電力の芳野でございます。それでは資料の方3-3のコメントリストのほうを用いてご説明させていただきます。
0:18:35	資料3-3の下ページ4分の4をお願いいたします。
0:18:43	こちら、資料ナンバーNo.のですね、17番18番が、5月16日にいただいた平ヒアリングと、
0:18:53	そのコメント、ヒアリングコメントとなっておりまして、17番は34条に対するコメント、それから18番は技能の1.18に対するコメントとなっております。
0:19:06	で、
0:19:09	技能1.18のですねコメントリスト側の方にも、このナンバー18と同じコメントの方は記載してございますけれども、34条側のコメントリストの方でまとめて記載させていただきましたので、
0:19:22	こちらの資料を用いて、まとめて午後回答の方させていただきたいというふうに思います。
0:19:28	まず17番のコメントの内容ですが、判断基準値を五味グレイパーアワーから30ミリグレイパーアワーに変更したことにつきまして、
0:19:40	海側ナンバー3の可搬型モニタリングポストの評価した線量率が、7ミリグレイパーアワーであるのに対し、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:52	判断基準が 30 ミリぐらいパーアワーと大きく設定した裕度の考え方について先行審査実績を確認の上、値の妥当性について説明することと、
0:20:03	ということと、ナンバー18につきましては、かつ判断基準について、可搬型モニタリングポストをアクセスルート上、アクセスルートに置く場合の、
0:20:14	扱いを整理し説明することという 2 点でございます。
0:20:19	回答の方につきましては、こちら二つ、二つのコメントに対してまとめて 17 番の方で回答の方を書かせていただいております。
0:20:31	回答でございますけれども、泊 3 号炉の緊急時対策所内の空気供給装置の加圧判断基準値の考え方につきまして以下の方に以下の通りまとめて整理してございます。
0:20:46	ポツの一つ目でございますが、火山暖気、勝半田につきましては、従来、屋外のモニタリング設備のうち最も線量率の評価結果が高いモニタリングポストの 7 番の、
0:21:00	設置場所の線量率であります約 3.5 ミリグレイパーアワーを基に設定しておりましたけども、コメントを踏まえまして、
0:21:11	可搬型のモニタリングポストの代替測定の設置場所も含めて、整理を行った結果、最大で約 28 ミリグレイパーアワーと、
0:21:22	いう評価結果となったことから、
0:21:25	誘導、これ、ここから裕度を持たせまして、従来の 5mm グレイパーアワーから 30mm グレイパーに判断基準値の方を変更すると。
0:21:37	いう方針に、数で整理をさせていただきました。
0:21:42	この 30 ミリグレイパーアワーという数値といたしましては前回ヒアリング時に説明させていただいた判断基準から変更はございません。
0:21:54	説明させていただいた数値のままという形にさせていただいております。
0:22:01	それからポツの二つ目でございますが、先行審査実績を確認した結果は、プルーム通過時に、
0:22:10	通過時の線量率が 100 ミリシーベルトパーは以上であることから、
0:22:14	確実に判断、加算できる値として、判断基準。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:20	を設定しているということで多くの電力は10mmぐらいパーアワーから、30ミリし、すいません、10ミリシーベルトパーアワーから30mSv。
0:22:31	パーアワーの範囲に入っていると、いうことで、この基本的な考え方は、当社も同様と考えてございます。
0:22:41	具体的な資料の修正箇所につきまして、代表してですね、資料の3-2を用いてご説明させていただきたいと思えます。
0:22:52	資料のまず3-2。
0:22:56	をご覧くださいと思えますけれども取りまとめた資料の1ページの方をご覧くださいと思えます。
0:23:05	こちらキーハッチしている箇所につきまして、記載の見直しをさせていただきます。
0:23:13	加圧判断の基準5ミリグレイパーアワーは、モニタリングポストモニタリングステーション及び海側及び緊急時対策所付近に設置する。
0:23:25	考えたモニタリングポストのほか、
0:23:27	代替測定の基本設置場所を対象に、
0:23:32	線量率が最も高くなる、モニタリングポスト7の線量率、約3.5mSvをもとに設定してございました。
0:23:43	しかし、加圧判断は、すべての屋外のモニタリング設備を対象としている方針を踏まえすと、
0:23:51	アクセスルート上の代替測定場所も含めて、線量率が最も高くなる場所で設定、判断基準を設定するのが適切であると。
0:24:02	いうふうに判断いたしました。
0:24:04	このため、線量率が最も高くなる、モニタリングステーションのアクセスルート上の代替測定場所の線量率が約28ミイグレイパーアワーになること。
0:24:18	また、プルーム通過時の線量率が、100ミリグレイパーアワー以上になることを踏まえまして、判断基準5ミリグレイパーアワーを30ミリグレイパーアワーに変更したと。
0:24:31	ということで整理をさせていただきました。
0:24:36	続きまして同じ資料の下ページ、34の別添1の88ページを、
0:24:46	お願いいたします。
0:24:49	88ページの方の泊欄。
0:24:53	の表の2-4の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:57	2.4の6表でございますけれども、
0:25:02	こちら30ミリグレーパーアワー
0:25:05	以上の且つ判断基準に対する考え方を記載してございますけども、ここに評価、
0:25:12	値であります、直接線スカイシャイン線の線量率を記載してございましたので、約28mmグレーパーアワーということで記載の
0:25:22	見直しをさせていただきました。
0:25:25	次のページ、89ページをお願いいたします。
0:25:31	89ページの図2.4-18、こちらの可搬型モニタリングポストの設置場所を示した図でございますけれども、
0:25:41	前回までは、間形モニタリングポストはですね、山側ですと、常設のモニタリング。
0:25:51	設備の周辺に設置することを表した図にとどまっておりましたけれども、今回、アクセスルート上にも考えたモニタリングポストを設置する可能性があるかと。
0:26:04	ということで、アクセスルート上に設置した場所も含めて、表すような形の図に変更をさせていただきました。
0:26:13	それにあわせて、上の方の表につきましても、3号炉心からの距離を示して、
0:26:20	モニタリング設備までの距離を示してございますけれども、
0:26:24	3号炉心からまず最も近い位置でのそれぞれのモニタリング設備の距離を、格好を使わない
0:26:35	距離で示させていただきます、
0:26:39	距離の遠い常設のモニタリング設備の位置を括弧書きで記載するという形で、表の表現の仕方も変更をさせていただきました。
0:26:56	続きまして92ページをお願いいたします。すみません下ページ92ページをお願いいたします。
0:27:04	こちらに、
0:27:05	につきましても(4)ということで判断基準の考え方を示した文章になっておりますけれども、直接線スカイシャイン線の評価線量率を記載しております。おりおりしました箇所、
0:27:18	つきまして約28mmグレーパーアワーということで、記載の変更をさせていただきました。
0:27:27	コメント回答リストにつきましてはご説明以上でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:33	また、今回、緊急時対策所のですね 34 条 61 条、1.18 につきまして、他条文とのですね、整合ですとか、
0:27:44	社内ルールに基づく記載の統一化などを行っておりますけれども、それらの修正につきましては、適正化リストの方で、
0:27:54	整理をさせていただいておりますので、適正化リストの方の説明につきましては、割愛させていただきます。
0:28:03	説明は以上でございます。
0:28:07	はい。規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。ご説明いただいたコメント回答について何かコメントある方いらっしゃいますか。
0:28:21	すみません、規制庁の武智ですけども、よろしいでしょうか。お願いします。
0:28:28	ご説明ありがとうございました。コメン等がイトウということで、修正いただいた内容を理解したんですけども、
0:28:38	衛藤五味りし、グレーパワーを 30mm ぐらいパワーに直すのは妥当だという、
0:28:46	理解しました。それでちょっと一つ、
0:28:49	確認したいことがありまして、
0:28:53	判断基準を見直すというのは、適当妥当だと思うんですけども、その判断をした、する時の時間が設計上、
0:29:03	2 分以内という、
0:29:04	判断とそれから、検知と判断と手動操作を含めて、
0:29:10	2 分以内と結構、
0:29:11	設計上厳しい、設計をされてるということですけども、
0:29:17	確認したいのがですね、短時間で判断するために、
0:29:22	可搬型のエリアモニターについてですけども、
0:29:28	ピーエスシーの可搬式モニター、エリアモニターですけども、
0:29:32	これには警報というのが設定されてるのでしょうか。
0:29:40	女川、
0:29:41	2 号とか先行プラントを見てると、警報が設定されて、確実に検知可能って書いてあるんですけど、
0:29:50	6.3 のあの資料を見る限りは、警報設定について説明がないんですけども、
0:29:56	実際は、警報が設定されているかどうか。
0:30:00	0.1mS v / d a y。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:02	警報が鳴るのかどうか教えてください。
0:30:10	泊ヤマダさんすみません。はい。館型エリアモニターの警報設定ができるかどうか、回答できますでしょうか。
0:30:38	小森松田ですけどもちよっと次、確認しますので少々お待ちください。
0:30:46	よろしくお願いします。
0:33:06	網本ですけどちよっとこの取りまとめた資料の、
0:33:11	1 ページのところで確認したいことがあります。
0:33:16	初めの説明があつてモニタニ構想モリステーションは並びについているところがあつて、
0:33:21	可搬型の所、代替測定基本設定場所、
0:33:26	を対象に参議スカイシャインの設定したいとしていたところを理解しますんで、しかし本加圧判断すべてのオクモニタニ設備の体制図方針を踏まえると、
0:33:36	まず、
0:33:37	この以前の 3.5m S v っていうのは、
0:33:42	もともと屋外のモニタリングポストの設備をすべてをを対象にしていなかったという事実があるってことですか。
0:33:51	北海道電力の芳野でございます。3.5 ミリシーベルトパーアワーを設定した時に関しましても、屋外のモニタリング設備の設置場所について考慮して、設定したものでは、
0:34:07	ございましたが、アクセスルート上にですね、管型モニタリングポストを
0:34:15	設置する場合のことまで、配慮していなかったという状況でございました。
0:34:22	常設のモニタリング設備の能勢周辺にはもともと考えたモニタリングポストをですね、設置するという方針がまず第 1 方針としてありますのでそこを、
0:34:34	出野市での直接線量率を評価して最も高い、3.5 を使ったということで、私、確認してるのは、だから、この前に説明した時と、今回説明した時で、
0:34:47	対象とするモニタリングポストが変わってるってことね。
0:34:50	量が変わってるってことで、量とか台数 11 が変わっているということになってございます。それって重要なポイントで、
0:34:59	要は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:00	前回は3.5mmから、海側から海が手が膨張ての中に医療したことによって再確認した結果、30にしましたっていう話だったと思うんですね前回はね、
0:35:12	そこが、
0:35:15	前提が、要は元の設定した3.5mmというふうにしてしたもの今回30ミリって設定したものの前提を変えたってことだよな。
0:35:27	まず、
0:35:30	対象とする位置を、せっせ、はい。
0:35:35	1ではなくて、前回から、うちであろうがナカであろうが、もともと何かあった時のためにはアクセスルート上にモニタリングポストを置くともともと決まってきましたよねと。
0:35:48	ね。
0:35:50	にもかかわらず前回はそこは考慮しないで前回は、
0:35:54	モニタリングポストまたはモニターフィンホストが昨日そうした場合の代替措置がオクものだけを対象に、
0:36:01	要は可搬せカーの判断基準というのを整理設置してたので、明らかに、前回と今回では、今回で過去30mmに変更した時っていうのは、前提を変えてるってことだよな。
0:36:14	いうことはあります。はい。北海道電力の芳野でございます。はい。これまでは、海側常設のモニタリングポスト位置に代替測定場所がまず第1としてございますけれども、その部分しか考慮していなかったということに対しまして今回、
0:36:29	そこに設置できない場合にはアクセスルート上に設置するという、代替場所ですねそこもさらに考慮するというので考え、
0:36:41	ですね、
0:36:45	はい。
0:36:46	すいません。それでね、ちょっとでも話が進まないから言うけど、それで、
0:36:52	まず、私が聞きたいのは、
0:36:55	そもそも3.5mmで5mmを設定したときの、
0:37:00	判断の整理というのは、
0:37:04	先行の実績を踏まえてそこにそういうふうに、要はその
0:37:08	アクセスルート上に動かないとかもう全部省いて、この5ミリっていうのを設定してたんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:17	北海道電力の芳野でございます。泊発電所につきましては先行電力ともともと加圧判断をする屋外のモニタリング設備の数が違いまして、
0:37:29	先行電力は、緊急時対策所付近に設置するですね、アノ間型のモニタリング設備で加圧判断をするというところに対しまして泊は、すべての屋外のモニタリング設備で、
0:37:42	かつ判断をするという違いがございます。
0:37:46	だからそこが大きな違いで、
0:37:49	スウェイともともとそこはそういうふうになってたんだけど、
0:37:52	前回は、それをしてなかったってこと。
0:37:58	そこまではすべてのモニタリング設備を考慮はしていたんですが、アクセスルート上に可搬型モニタリング設備を設置する可能性があるというところを、
0:38:10	考慮していなかったということになります。
0:38:15	ですのでアクセスルート上に考えたモニタリングポストを設置するとなった場合には、より三郷格納容器に近づく形になりますので、
0:38:25	それも踏まえてかつ判断基準を設定したということでございます。
0:38:40	そこは理解してるんですよ。
0:38:43	だから、ちょっと私言いたかったのは、そもそも5ミリを5mSvとした判断基準の前提っていうのがもともとあって、
0:38:55	そこが全く変わって、前提を変えて今回30ミリっていう前回30日持ってきた説明が前回なかったですよと。
0:39:04	まずね。
0:39:06	なぜそれを変えたのかっていう理由が、まずよくわからないのと、
0:39:12	あと、
0:39:13	今ちょっと私も、
0:39:15	ちょっと思い出せないんだけどあれ。
0:39:17	必ずアクセスルート上に置くんだっけそれでも使えない場合アクセスルート上だよな。
0:39:27	アクセスルートを、
0:39:29	ところに置いてない場合はどこで判断記述だっけ。
0:39:34	一緒の数値でやるってこと、いや、そう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:39	そういうことね。はい。
0:39:41	御社
0:39:42	そういうことね。
0:39:45	なるほどね。だから全部は30ミリしてますよと、そういうことね。いや、理解しました。だから、前提の整理と今回の整理が、
0:39:56	何かここしかしのところになってるんだけど、
0:39:59	いや、変えてるってことがやっと私も理解しましたんで、はい、私の方は以上です。
0:40:09	規制庁秋本です89の、
0:40:13	ところちょっと確認だけなんですけど、
0:40:17	あれ8番っていうのはアクセスルートじゃないんですか。
0:40:22	アクセスルートには置かないんですか。
0:40:25	北海道電力の芳野でございます。8番はアクセスルートに、オク、ものになります。
0:40:33	はい。
0:40:34	はい。
0:41:43	すいません、発電所側アノヨシノですけども、考えたエリアムタの状況、確認できましたでしょうか。
0:41:53	泊発電所松田でございます。可搬型エリアモニターですけどもすいません遅くなりまして、警報設定可能でございます。衛藤.01ミリ単位で任意で設定できるということになりますので、
0:42:07	今緊対所のアノナカノ、判断基準0.1mSvですのでそれを十分対応できる警報設定値が設定できます。以上でございます。
0:42:20	ご連絡ありがとうございます。規制庁の武智です。
0:42:25	エタノールであるということ等であればですね、先行プラントと同様に、警報設定により、久慈通に検知可能という、
0:42:37	文言をですね、資料に明記すべきだと思えますけれども、いかがでしょうか。
0:42:45	同電力の芳野でございます。承知いたしました。弊社の方につきましても、考えれば、エリアモニターにつきまして警報設定をすることで確実に検知可能という、
0:42:57	文言をですね、追記させていただきたいと思えます。
0:43:04	はい。よろしく願いいたします。以上です。
0:43:49	すいません規制庁の武智ですけども、記載場所ですけども、
0:43:56	判断のフロー図っていうのがございますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:00	具体的には比較表で、
0:44:03	プロシートを
0:44:08	あったことを聞くんですけれどもね、どの資料だったかな。
0:44:12	そのフローシートのところに、女川さんとか、
0:44:20	柏崎刈羽だったかな、何か
0:44:23	その分の文言が、注書きで入ってたと思うんですけれども、それと同様に、北電さんのそのフローのところフローズっていうか、にも、追記していただければいいんじゃないかと思うんですけれども。
0:44:36	場所はちょっと確認していただけますでしょうか比較表。
0:44:42	北海道電力の吉田でございます。ありがとうございます。比較表の方、改めて確認させていただいてですね、必要箇所の方に
0:44:52	基本設定値で確実に検知できるという旨を記載させていただきたいと思います。
0:45:04	はい。規制庁の武智ですよろしくお願いたします。
0:45:48	えっとですね、資料4-4の、
0:45:52	ね、1.18のところの1.8の配本図表の15の、
0:45:59	フロー図が不三つ並んでるんだけど、
0:46:03	女川※3で警報により確実に検知可能ってこのことを言われてるんじゃないかなと思っていて、
0:46:12	オオイワ、
0:46:14	何かちょっとわかんないんだけど、そうすると泊さんのやつは、
0:46:23	はい。
0:46:24	なので、
0:46:26	これちゃんとフロー比較できてるってだけ。
0:47:27	ここちゃんと比較されました。
0:47:30	一言で言うと、
0:47:32	要は柏崎はちゃんと上に※3がついてますね、これね。
0:47:37	※3警報により確実に検知可能。
0:47:41	どうながらも、
0:47:42	※3で検知により確実に可能って書いてあって、泊は少し、
0:47:47	フロー自体が合わす必要ないかもしれないですけど、
0:47:51	そこがあるのかというと、あるようには見えないってことですね。
0:48:00	電力の芳野でございます。大変申し訳ございません。ここ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:04	の警報に対する、
0:48:08	監視ですね、この部分が、
0:48:12	先行電力の状況の反映というところが抜けていたかと思います。 申し訳ございません、こちらの
0:48:20	選考状況をもう一度確認をしてですね、フローの方ちょっと適切なものに修正をさせていただきたいと思います。
0:48:31	規制庁秋本です去年からずっと言ってると思うんですけど、ちゃんとこのメッシュで、このメッシュっていうのはしっかり、夏の分
0:48:43	備考だとか何か米だとか、そのぐらいまでちゃんと見て、
0:48:50	説明しなきゃいけないものを書いてあるかどうかっていうのはちゃんとチェックしてくださいって、言いましたよね。だから、これって、そう、まだそんなことでできてないんだってちょっと、
0:49:00	思ってしまったので、しっかりここだけじゃなくて、全部大丈夫ですかって言いたくなっちゃうので、1個見つかるとなモグラ叩きする気はないので、なんすか、全数。
0:49:14	全部もう1回その気持ちで、できてなかったんだと思ってやっていただきゃチェックとかやっていただけですかね。
0:49:22	北海道電力の高橋です。大変申し訳ございません。中期、
0:49:27	がちょっと、しっかり比較できてなかったということで、今おっしゃられた通り、モグラたたきをしていただくっていうわけにはいきませんので我々の方でしっかり、もう一度、
0:49:40	確認をさせていただきたいと思います。
0:49:42	どうも申し訳ございませんでした。
0:49:47	ちなみに規制庁秋本です大丈夫だとは思うんですけど計算緊対所って被ばく評価とかやるじゃないですか、計算を間違えてないかどうかは、
0:49:58	大丈夫だと思うんですけど、後々分かると、いろいろある、対応しなきゃいけないこととかもあると思うんで、今のうちにチェックできることはちゃんとチェックしていただければと思います。
0:50:11	アキモト以上です。
0:50:17	はい。北海道電力の高橋です。被ばく評価の方をについてもですね、しっかり確認したいと思います。
0:50:26	はい。規制庁大塚ですほかにコメントある方いらっしゃいますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:32	載せろです。資料。
0:50:36	3-1の34条、22ページですかね。
0:50:43	ちょっと細かい点ですけど、2-2の、必要な情報を把握できる設備、
0:50:49	基本、4行目、ECCSの記載、日本語の記載、冷却系の形の時、おそらく違うかと思うので、確認をいただければと思います。以上です。
0:51:23	八鍬ササキですいませんそうですね。経営のGが、
0:51:27	5時になっておりますのでこちらを適切に
0:51:30	訂正させていただきます。
0:51:36	規制庁の川岸江藤皮膚資料3-2の比較表の、
0:51:41	34の別添1の43ページをお願いします。
0:51:52	右下に表があって、通過時に想定される負荷っていうのが、
0:51:59	四つ並んで、合計が540ってなってるんですけど、これ、上の四つを単純に足すと、
0:52:07	551になると思うんですけどこれって何か単純な足し算じゃんないんでしょうか。
0:52:36	北海道電力のトダテでございます今ご指摘いただいた箇所につきましては、
0:52:42	申し訳ございません計算誤っているかと思っておりますので、改めてちょっと
0:52:47	正しい値に修正をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございません。これあと61条の補足に同じ表があると思うんでちょっとあわせて確認をお願いします。
0:53:00	北海道電力トダテでございます。承知いたしました。
0:53:03	桑田議員私から以上です。
0:53:08	はい、ほか、コメントよろしいでしょうか。
0:53:14	はい。それではこちら側からの確認は以上になります事業者側から何かありますでしょうか。
0:53:22	はい、北海道電力からは特にございません。
0:53:25	規制庁オオツカで承知しました。それではこれで緊急時対策所の方は終了したいと思います。
0:53:38	それでは続きまして計装設備ということなんですがちょっと出席者の入れ替えありますので、
0:53:46	少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:55	規制庁オオツカですそれではちょっと時間がかかりそうなのでここで10分間休憩したいと思います。
0:54:27	規制庁アキモトですそれでは続いて58条と、
0:54:34	全幾つでしたっけ。
0:54:36	2.15でしょ。
0:54:38	はい。
0:54:39	じゃあ、説明をお願いします。
0:54:44	はい。北海道電力エミです。
0:54:46	では58条、1.15、
0:54:51	についてご説明させていただきます。
0:54:54	ちょっと19する内容的に部分も多いので、58条と1.10ゴトウ、まとめて説明させていただきます。
0:55:04	まず
0:55:06	前回ヒアリングで58条でいただいたコメント。
0:55:10	Aのご回答なんですけども、資料5-7をお願いします。
0:55:22	まず、リストのナンバー2ですけども、設備の設置場所として記載している燃料取扱棟が条文間で統一できているのか、確認するよう、ご指摘いただいた。
0:55:37	しております。
0:55:39	回答概要に、原子炉建屋に関わる記載方針を記載しております。この方針に従って、
0:55:50	条文全般で
0:55:53	記載しているということを確認いたしました。
0:55:56	この記載方針、
0:55:59	を説明させていただきますと、
0:56:02	原子炉建屋は、原子炉格納施設、燃料取扱棟周辺補機等、
0:56:09	で構成されておまして、
0:56:12	設置場所等を特定して書き分ける場合は
0:56:17	これらは原子炉格納施設、
0:56:21	燃料取扱棟、周辺補機棟と記載すると。
0:56:25	原子炉周辺すいません原子炉格納施設につきましては、さらに細かく記載する必要がある場合は、原子炉格納容器、外部遮へい、
0:56:37	内部コンクリート、アニュラス部と、細かく書き分けます。
0:56:43	建屋内のこのこれら区分を特定して書き分ける必要がない場合は、原子炉建屋と記載します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:51	ただ六条竜巻につきましては、構造健全性評価の観点から、外殻となる建屋名称。
0:57:01	の記載をした上で、書き分ける必要があるため、原子炉建屋括弧外部しゃへい
0:57:09	のように、原子炉建屋の後ろに括弧書きして、周辺を鬼頭燃料取扱棟を記載いたします。
0:57:18	ナンバー2の
0:57:21	ご回答は以上になります。
0:57:24	続けて
0:57:28	ナンバー3。
0:57:30	をお願いします。
0:57:33	こちらは設備の設置場所の記載が、地上何階っていうものとT P 3メートルっていうものが、資料内で混在しておりましたので、記載方針を
0:57:47	説明するようご指摘いただいております。
0:57:51	ご回答としましては、設工認での表現に合わせて、
0:57:57	条文全般において、何回という表現ではなく、A T P何メートルというふうに記載するように統一しております。
0:58:10	続きましてリストのナンバー4ですけども、こちらにつきましては
0:58:16	管理事務所の耐震性について、
0:58:21	確認するようご指摘いただきましたけども、先日6月6日の通信連絡設備のヒアリングで、ご回答させていただいておりますので割愛させていただきます。
0:58:33	資料5-7については以上になります。
0:58:40	ちょっと
0:58:41	続けて
0:58:44	まとめ資料の変更箇所についてご説明いたします。
0:58:51	では資料5-8、1点。
0:58:54	ごめんなさい
0:58:56	資料5-9の58条の
0:59:00	適正化箇所リストをお願いいたします。
0:59:07	こちら前回の4月11日のヒアリング資料からの変更内容をまとめている資料になりまして、
0:59:18	主な修正内容は、設置場所と高さの
0:59:23	先ほどのコメントをご回答。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:26	内容の反映になりますけども
0:59:29	これらの修正、あとマスキングの適正化。
0:59:34	あと設備名称等の条文間整合を図った。
0:59:39	あと誤記修正等になります。ちょっと詳細については、説明を割愛させていただきます。
0:59:48	続きまして1. 15の方の
0:59:51	適正化箇所リスト、こちら資料5-8になりますけども、こちら58条と同様の
1:00:02	趣旨、修正を行っておりますので、ちょっとこちらも詳細説明を割愛させていただきます。
1:00:09	簡単ですけども58条と1.15のご説明は以上になります。
1:00:19	規制庁アキモトでそれでは確認に入りたいと思います。規制庁側から何かありますでしょうか。
1:00:30	規制庁の平本です。
1:00:33	幾つかちょっと確認をしたいと思ってます。
1:00:36	適正化リストの58条のですね、適正化リストの7番目。
1:00:44	1ページ目の7番ですけども、
1:00:47	使用済み燃料ピット監視カメラ冷却装置を用いて、使用済み燃料ピットの水位、放射性、料率及び状態を監視する手段を整備していると。
1:00:58	この
1:00:59	江藤使用済み燃料ピット監視カメラ、空冷装置で、
1:01:05	どうやってこの水位とか、放射線量率とかを監視するのかっていうのは、
1:01:13	説明してもらえませんか。
1:01:21	北海道電力エミです。こちら取りまとめた資料。
1:01:26	の3ページに、
1:01:29	先行プラントとの相違として可搬型設備、
1:01:34	まとめて
1:01:37	記載しているところがございますけども、
1:01:41	こちらの前回9と書いてるところですけど、こちらにちょっと漏れがありまして、
1:01:49	カメラ空冷装置が入っていませんでしたので、今回、
1:01:54	追加しております。この追加に伴って、
1:02:05	この使用済み燃料ピット水、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:07	加賀田と考えエリアモニター、カメラ、空冷装置、間形のものだけですね、これらを抽出して、真子これらは、
1:02:20	だけではないんですけども、これらを用いて、
1:02:25	S Eだとか放射線量率、状態を監視するっていう、そういう
1:02:31	相違説明を記載してございます。
1:04:22	北海道電力エミです。
1:04:28	すいません先ほどちょっとご回答趣旨がずれていたかもしれないんですけども、
1:04:34	このカメラ空冷装置を追加したことによって
1:04:39	それはカメラで状態を監視するためだけの空冷装置ですので、
1:04:46	という状況なんですけどもちょっとこの記載の表現が、
1:04:53	この取りまとめた資料にこの可搬型の設備の相違をご説明するために記載させていただいてるんですけど、ちょっと可搬型だけを、
1:05:05	使って説明しているところでちょっと記載の表現が誤解を招く可能性がありますので、
1:05:15	ちょっと適正化させていただきます。
1:05:21	規制庁平本です。わかりました。
1:05:24	もう一つ、
1:05:25	次に、
1:05:27	同じ値適正化箇所リスト、58 条の出来高箇所リストの
1:05:34	19 分の 5 ページです。
1:05:36	63 番に、
1:05:41	63 番じゃない。
1:05:43	69 番。
1:05:46	69 番に、これ言葉の適正化、統一っていうことで、
1:05:53	複数の場所の放射線量率等、複数の場所の線量率っていうふうに変えて、シューズ実ピットの空間線量率のって書いてあるわけなんですけども、
1:06:05	同じような変更で、
1:06:17	えっと 19 分の 15 ページの 216 番のところで、
1:06:25	ここは使用済み燃料ピット周辺の空間線量率っていうのを、
1:06:31	使用済み燃料ピット周辺の放射線放射線量率、今書いてるわけなんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:38	この空間線量率と放射線量率等が単なるこの線量率とはどういうふうに使われてるんでしょうか。
1:07:01	北海道電力エミです。
1:07:06	ただいまのご指摘いただいた件ですけども、19分の5ページの69番ですと、
1:07:15	この線量率というふうに、
1:07:19	修正をしましてしているんですけども、
1:07:24	この線量率と
1:07:27	放射線量率、あと空間線量率っていう、上げていただきましたけど、放射線量率で統一を今図ってございますので、すみませんこちらちょっと
1:07:39	修正が間違っていたようで、
1:07:43	改めてまたちょっと修正させていただきます。
1:07:50	規制庁の平本です。間違っていたということで正しくはどういうふうにかこうとされたんでしょうか。
1:08:07	北海道電力エミです。
1:08:11	放射線量率に
1:08:14	統一して記載、
1:08:16	したいと考えておりましたので、修正したいと思います。
1:08:22	規制庁の平間です。すみません。しつこいようで、これじゃ、この69番というか19分の5ページの69番のところは、
1:08:30	放射線量率、
1:08:32	ところが変わらなくて、使用済み燃料ピットの空間線量率っていうところを、ここも放射線量率に変えるってそういうことでしょうか。
1:08:47	他電力エミです。基本的には、こちらの空間線量率も変更が必要かと考えるんですけどもちょっと改めて文脈再確認させていただいて、
1:08:57	ちょっと修正検討したいと思います。
1:09:02	規制庁平既設ヒラモトです。
1:09:05	わかりました。お願いします。
1:09:08	それから、
1:09:20	もう一つ19分の6ページで
1:09:24	76番の
1:09:29	適正化リストの58条の適正化リストの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:33	19分の6ページの76番の使用済み燃料ピット。
1:09:38	のパロメーターに関する、
1:09:39	主、
1:09:42	記載の変更。
1:09:53	あ、失礼しました。19分の7ページの、
1:09:57	83番の使用済み燃料ピットの、
1:10:02	記載の変更ですけども、
1:10:04	これはどういう趣旨でこういう変更になったんでしょうか。
1:10:13	北海道電力エミです。もともとこの9に書いてる記載はですね、
1:10:23	先行PWRのアノか効かた、
1:10:28	ベースにして記載させていただいてたんですけども、こちら使用済み燃料ピット関連ということで女川さんとも
1:10:39	類似さ設備、
1:10:42	ですので、翁長さんの記載表現になって
1:10:48	修正させていただいたものになります。
1:10:56	最新の先行プラントの記載に合わせたという、そういう趣旨でしょうか。
1:11:03	北海道電力八木です。ご理解の通りでございます。
1:11:10	規制庁平間です。了解しました。
1:11:30	あとちょっと参考で教えてもらいたいんですが、
1:11:34	規制庁平本です。
1:11:38	登記。
1:11:39	58条のまとめ資料の、
1:11:42	比較表のですね、
1:11:48	添付の58-11ページ。
1:11:54	ここに主要設備の使用というのが、
1:11:57	一覧になっていまして、泊と女川の計器のリストが載ってるわけですが、
1:12:05	ここで検出器の種類を見ると、
1:12:09	遠回りの、特に温度計なんですけども、運動系のの種類がイソコン抵抗体。
1:12:22	翁長の方に熱電対を使ってるわけですけども、
1:12:25	その抵抗体と熱電対を使い分けるっていうのは、
1:12:30	どういう

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:35	使い分けの違いがあるのかっていうのがわかったらちょっと教えてもらおうかと思います。
1:13:04	北海道電力吉田と申します。
1:13:07	BWRさんの方はちょっとあまり明確なことは言えないんですけども、PWRですと、
1:13:14	3、300400 度ぐらいまでは、
1:13:19	パソコンで抗体を使うんですけどそれより高い温度になりますと、
1:13:23	熱電性を使うというのが基本的に採用してる方式になってます。
1:13:28	ですでBWR3700 だとか出ずネツエンツイ使われてるのはわかるんですけどちょっと、
1:13:34	100 数十度で、あえてつご利用になってる理由はすいませんちょっと私の方では理解がおよんでおりません。以上です。
1:13:44	規制庁平本です。
1:13:46	説明ありがとうございました。
1:13:49	私から以上です。
1:13:55	規制庁秋本ですコメント回答リストの確認だけなんですけど、2 番で、2 パラのところで格納施設も特定する必要があったらこうしますっていうことなんですけど、58 条では、これって使って、
1:14:11	たりしてるんですか、内部コンクリートとか、
1:14:15	北海道電力エミです。58 条では使用しておりません。はい。
1:16:05	規制庁アキモトですが 58 以上 1. 15、特段ほかなければ、以上にしたいと思います。席の入れ替えありますかよね。
1:16:14	じゃあ、10 分休憩して 3G から次の
1:16:19	DV 関係一斉か始めたいと思います。10 分休憩お願いします。
1:16:32	市長、織田です。それではヒアリングを再開します。11 条の安全避難通路について説明をお願いします。
1:16:40	はい。北海道電力の佐田です。それでは、11 条安全避難通路のヒアリング回答についてご説明いたします。
1:16:50	前回までヒアリングでいただいた指摘事項についての回答なんですけども、まず資料 1-3 をご参照ください。1-3 の
1:17:01	3 分の 3、ナンバー 9 のコメントではございます。コメント内容ですけども、泊 3 号炉の緊急時対策所の作業用照明や、
1:17:13	可搬型照明については、指揮処理、設置していますが、緊急時対策所の表現にとどめるべきか、指揮所と明記すべきか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:22	先行実績を確認した上で、方針を説明することというものでございました。
1:17:28	これにつきまして回答概要ですけれども、先行実績を確認したところ、11条においては、同様の記載分けをしている先行プラントはありますし、ありませんでしたが、
1:17:39	すでにヒアリングでせず、説明済みである、第34条、第61条の緊急時対策所及び第35条、第62条の通信連絡設備において、
1:17:51	記載分けをしていることから、その方針に合わせることにいたします。
1:17:56	具体的には、配備し、配備場所を特定することが必要な箇所につきましては、緊急時対策所指揮所と記載しております。
1:18:07	し、コメント回答は以上になりましてあとは、記載適正化につきまして1点、ご説明させていただきます。資料1-4の、前回資料、審査資料に対する記載適正化率ですけれども、
1:18:21	こちらで全般的にはですね今回提出させていただいた記載の適正化については、そのほとんどが半角全学の統一、あと看板の不統一でした。
1:18:32	このため統一以来の訂正活動についてです。
1:18:35	3ページ目のナンバー38をご覧ください。
1:18:40	こちら、可搬型照明につきましては、資料1-1のまとめ資料の11条の4ページのところでですね、作業開始前に準備可能な場所、
1:18:52	括弧緊急時対策所、総合管理事務所、括弧閉じに配備する等、しておりました。
1:18:59	しかし、まとめ資料の11条の21ページの第2.3-1章の可搬型照明の保管場所数量及び仕様の表にですね、
1:19:10	総合管理事務所に配備する可搬型照明、具体的なヘッドライトなんですけれども、こちらの通常に数字は記載されておりましたので、今回追記させていただきました。
1:19:21	して、前回資料に対する記載適正化率のご説明は以上になります。北海道電力からは以上であります。
1:19:33	規制庁の尾野です。
1:19:35	それでは確認ありますか。
1:19:52	はい、それでは次の
1:19:56	11条大丈夫ですよ。9条ですかね、9条の説明をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:45	北海道電力、北海道電力の浜口です。形状につきまして今回コメント回答と、あと記載適正管理者の方で資料、
1:20:55	修正してきた内容について何点かご説明をさせていただきます。
1:21:00	あと資料 6-3 をお願いいたします。
1:21:03	あと、本日、回答させていただくコメントは 3 点ございまして、まず初めに 21 分の 18 ページお願いいたします。
1:21:13	ナンバー54 になりますが、こちら想定破損による溢水を検知するためのパトロールにつきまして、内部溢水対応要領に定めるものであり、漏えい。
1:21:27	漏えい検知を目的とした特別なパトロールになっておりますので保安規定に定めるものとなっております。
1:21:35	本内容につきましてははまとめ資料本文や補足説明資料の関連箇所の方に、想定破損の隔離時間について、保安規定に定めることを明記しておりますので、
1:21:46	今回新たに資料を反映した箇所は、ございませんが、資料の記載箇所について、回答が 4 名の方に記載をしております。
1:21:56	続いて、
1:21:58	21 分の 20 ページをお願いいたします。ナンバー57 になります。
1:22:04	こちらは審査会合の指摘事項の回答としてすでにご説明させていただいたものになりますが、地震時のパトロールにおける現場への移動時間について、
1:22:15	雨水が滞留しないエリアであっても、水深 10 センチの溢水水位を想定し、水深 10 センチにおける歩行速度を用いて移動時間を算出しております。
1:22:25	本件につきましては会合用のパワーポイント資料に記載していた時間設定の考え方に関わる内容をまとめ資料の補足説明資料 14-地震時の隔離時間の妥当性という資料の方にも反映をしております、
1:22:39	これらの考え方を明確化しております。
1:22:42	続いて 21 分の 21 ページをお願いいたします。
1:22:48	ナンバー58 になります。こちらは電気建屋と出入り管理建屋、
1:22:54	と、防護対象設備が設置される建屋とのエリア強化につきまして、止水に期待する扉を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:02	整理するようにご指摘を受けておりました、電気建屋、DB管理建屋の境界扉については、最終的な貯留エリアだけではなく、溢水伝播経路となる階層に設置される水密扉につきましても、
1:23:17	止水に期待する設備として期待するとして資料のほうを反映しております。
1:23:22	具体的には別添1本文の方に対象扉を反映しておりました、電気建屋はTP17.8メートルまで低利管理建屋はTP21.2メートルまで、
1:23:32	水密扉の取水機能に期待することとしております。
1:23:37	コメント回答は以上となるんですけどももう1件、積み残しておりますコメントがございまして、21分の16ページお願いいたします。
1:23:47	ナンバー47になるんですけども、こちら先行実績を踏まえて伝播フロー図作成するというように、1度お答えしているものになります。こちら、
1:23:59	回答予定時期が資料の方、2023年9月と記載しているのですが、これにつきましては7月末の資料一式提出のタイミングで反映をして資料提出させていただくことを考えております。
1:24:13	この回答の方は以上になります。
1:24:16	続いて資料6-4をお願いいたします。
1:24:20	記載適正化リストの方で何点かご説明させていただきたいと思っております、10分の7ページをお願いいたします。
1:24:35	ナンバー75になります。ですが、こちら、循環水ポンプ建屋内の想定破損のリスク評価で、循環水管の伸縮継手部のクラック想定に関わる記載が抜けてしまっていた件になります。
1:24:49	こちらまとめ資料につきましては、5月の一括資料提出時に、関連資料を修正してお出ししていたのですが、肝心の会合用のパワーポイント資料の方に、誤記がございまして、今回修正したものを、資料6-5として、
1:25:04	提出させて、させていただいております。大変申し訳ございませんでした。
1:25:09	続いて、10分の8ページの方、お願いいたします。
1:25:16	こちら、何件か記載している内容なんですけれども、これまでハザード側の基準地震動確定後の反映として、数字としていた項目が幾つか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:27	あったのですが、今回詳細はて設工認段階で、
1:25:31	お示しするものとして、随時を解消しているものが幾つかございますのでご説明いたします。
1:25:37	まずナンバー79で、高エネルギー配管と低エネルギー配管の応力評価並びに1水源から除外する耐震BCクラス機器の耐震評価結果、
1:25:48	それに関連する補強工事内容等につきましては、設置許可段階では、前、
1:25:56	本当で前提条件を用いた評価結果をお示ししているんですが、
1:26:01	正式条件を用いた評価結果につきましては、詳細設計段階で示すことを明記しまして今回ツジは解消しております。
1:26:11	またナンバー81の方に記載しているのが、
1:26:16	溢水防護対策の施工対象範囲、
1:26:20	ナンバー83の方に記載しておりますのが、地震時隔離操作時のアクセス性についてになるんですけども、
1:26:27	こちらは今後、スロッシングによる溢水量が増加した場合に、見直しが必要となる可能性があるとしてこれまでツジとしていたものになりますが、見直し不要との見通しがえられたことから、
1:26:39	今回通常は解消しております。
1:26:42	その結果、今の時点で、数字として残っているものが中央済み燃料ピットのスロッシングによる溢水量と、タービン建屋の津波流入量になります。
1:26:53	これらのツジ解消時期についてはハザード側の状況を踏まえて、改めてご提示させていただきます。
1:26:59	あと最後にもう1点10分の10ページ。
1:27:03	お願いいたします。
1:27:05	No.103になります。
1:27:08	あと前回の5月26日のヒアリングでご指摘を受けていた、電気ヒーターの蒸気暴露試験に関しまして、詳細設計段階において、蒸気暴露試験の設計妥当性について、
1:27:20	お示しすることとしましてまとめ資料の方に明記をさせていただきます。
1:27:25	ご説明は以上となります。
1:27:30	規制庁の尾上それでは確認したいと思いますちょっとこの、今ご説明した範囲で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:37	わからないのがあって、
1:27:42	これどっちだっけ、資料6-3の58番って、
1:27:48	ちょっとよくわからないんですけども、これあれなんですかね。
1:27:56	浸水防。
1:27:58	設備課に、
1:28:00	施設かな、登録するってことでいいんですか。
1:28:05	北海道電力のハマグチでその申請防護施設として、工認対象設備として登録するというので考えてございます。
1:28:12	規制庁の野末ソネちょっと説明していただきたいんですけども、ちょっとその、
1:28:18	どうやって、
1:28:22	何て言うんですかねその設備を設置することを、溢水側で中止評価として抽出しているのかっていうことと、
1:28:30	あとその時の推移で、
1:28:35	何なのかって言いますか、っていうのをちょっと説明していただきたいくて公認で強度計算するときの水になるのかな。それですいませんちょっと。
1:28:42	今、パッと資料出てこないってどこに書いてあるのか教えていただけますか。
1:28:49	北海道電力の濱口です。
1:28:52	まとめ資料の別添1で、ちょっとこの平日、確認します。
1:29:18	まとめ資料の形状別添157の方に、まず電気建屋の瘳癌概念図をお示ししております。
1:29:28	土肥水源となる系統配管が、
1:29:32	すいませんA4のまとめ資料の方になり、
1:29:37	とまとめ資料だと、90.1の57。
1:29:42	企画。
1:30:16	すいません比較表は98ページですねはい。
1:30:19	電気建屋の水源となる系統が、補助建屋側から貫通してきていてそれがTP17.8メートルになります。
1:30:31	そこから階段室等を使いまして、最下層まで水が伝播していきますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:37	この水が、何ていうんすかけ經由する階層っていうのはすべて溢水伝播があるものとして、そのフロアに設置されている水密扉は、
1:30:47	浸水防護施設として登録するというふうに考えてございます。
1:30:52	で、溢水水位につきましては、
1:31:07	はい、江藤SEにつきましては今確かに資料上では最下層の水位しか算出してございませんので、建屋に当たりその階層に満水にするですとかそういった条件改めて検討した上で、
1:31:22	選考の状況も確認した上で、どのように設定するかというのは改めて検討したいと思います。
1:31:34	規制庁さんの承知いたしました。
1:31:42	はい。あとすいません
1:31:49	記載適正化の資料6-4かな。
1:31:53	なんですけれども、ナンバー79の適正化内容の、
1:31:58	二つ目のうちで、
1:32:02	これが添付15-8だったかな、に書いてある内容だったと思うんですけど、これなんかもう先行プラントだと。
1:32:11	ある種、今の
1:32:14	減肉評価だったっけなんか肉厚測定か。
1:32:17	いや、あの下示してると思うんですけども。何も記載しないで、すべて詳細設計段階に送ってるプラントって許可段階ではあるんですか。
1:32:29	その15-8でしたっけか。過去で過去、あれですよ。随時箇所として多分泊打田と思うんですけども、
1:32:38	15-8じゃない。
1:32:45	衛藤。
1:32:46	北海道電力の濱口です補足給付表の添付15の中にですねこれ確かここ前回ツジで記載してて、
1:32:56	今工認で説明しますっていう話で、他のプラント、
1:33:00	提示してるんですけども、これ何なんでなんですか。
1:33:05	北海道電力の濱口です。
1:33:07	衛藤。
1:33:08	減肉の測定につきましては定検中にやるっていうことになっていて、ちょっとまだ測定をしていなくてですね、ツジにしていた理由としましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:21	登録償還の結果を、
1:33:23	応力評価の結果から、余寿命評価、減肉による余寿命評価をする ってということになりますので、その余寿命評価に必要な条件がそ ろっていないって、
1:33:35	もともと随時にしておりました。減肉の測定のタイミングについ ては、遅くなるほど保守的かなというふうに考えてまして、
1:33:46	工認段階までに1回目の測定をして、その結果を工認でお示しす るといふふうに考えておりました。
1:33:56	他プラントさんではすでにこれまでの定検で測定したデータ等が あると思うのでそれをちょっと掲載されてると思うんですけど、 泊さんは、1回目の測定結果って、
1:34:08	なくてですね、それをいつやるかっていうところで、なるべくそ の金額が、
1:34:15	進んでるというんですかね、その遅いタイミングでやるというふ うに設定しているものになります。
1:34:44	規制庁の尾野です。
1:34:48	そうすると、今その除外するかどうかの話って、
1:34:53	ずっとまとめてるんですけど、ちょっとよくわかんなくなっちゃ ったんですけど。
1:35:09	あと肉厚の測定結果までは、今の段階でも特定をすればお示しす ることはできるんですけど、その結果を踏まえて余寿命配管の減 肉による、
1:35:21	寿命の評価をするってところが、その応力評価の結果が出て きてからではないと。
1:35:30	評価できないというところで、それを待っていると
1:35:36	時間が、
1:35:38	かかってしまうというところで、
1:35:43	北海道電力の荒井ですちょっと補足させていただきます。ここの 肉厚測定のところなんですけど、さっき内野浜口が言った通り測 定は、
1:35:54	できます。ただ、
1:35:56	余寿命の算出が、
1:36:00	溢水上の最初に勝。
1:36:02	算するに当たって、応力のところでどうしても地震動の話が、
1:36:07	関連してくるので、今まだうちようやく先週会合で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:13	概ね妥当ということになりましたけど、その結果を踏まえて、今度
1:36:18	最初2月の評価の方に入っていきますので、その評価がちょっと時間かかるので今現段階では記載できていないといったところになりますので、女川とかをみたく、この
1:36:30	減肉率とか最小肉厚40秒というところがどうしても言います書けないといったところが実情です。はい。以上です。
1:36:44	規制庁宮です今ちょっと言われた内容で何となくわかったんだけど、ちょっと元の説明が、基準地震動の話とあんまり絡んでない説明だったので、ちょっとよくわかんなかったんだけど、要は、
1:36:56	この評価つつうのは基準地震動が出てから初めてできるものだから、今現状載せてないってそういうこと。
1:37:04	ちょっと私勘違いしてたのは藤泊はもともと若いプラントなので、他の先行プラントに比べて肉厚測定の周期がまだまだきてないと。
1:37:14	いうところでデータが少ないからこどうしてないのかなと思ったんだけど、そそうではなくて、要は多分今言われたのは測定だけは、やろうと思えばできるんだけど、
1:37:25	測定したとしても基準地震動が決まってないので最終的には余寿命が出せないと。
1:37:30	いうことを言われたってことですかね。北海道電力の荒井です。今宮本さんおっしゃった通りです。
1:37:38	で、ここで答えなんだけど、これはそこは備考に書いてもらえばいいと思うんだけど、じゃあ設置許可でどこまで評価結果出しますかっていうところが今事業者としてどう考えているかってことですよね。
1:37:49	基準地震動が先週決まりましたよっていうところがあって、幾らやってないって言ってもこれはどれぐらいの個数かわかんないんだけどやった上でこの表に評価結果って出さなきゃいけないんで、
1:38:02	そうすると例えば基準地震動が決まったから、今からって言い方よくないのかもしれないんだけど、
1:38:08	それは工認までに今考えているということなんでしょうか。
1:38:18	はい。北海道電力の伊藤でございます。今おっしゃっていただいた通りで、工認までというふうに考えておりました、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:25	仮に、応力評価結果を満足しない場合には、サポート等の追加で、設備側の対応をもって、当該配管を破損させないというところの基本方針は変えないと。
1:38:37	そういう対応を考えているところです。以上です。富山です。であれば、ちょっとそこは明確にしとかなきゃいけないと思うんだけど、これ。
1:38:47	許可ここの結果出して内部事業者ってあるんですけど、先行実績として。
1:38:57	センコー北海道電力の伊藤でございますセンコーさんでは、基準地震動が決まる前であっても、何かしら今の既往の評価として、お示ししているというのが、
1:39:09	あるかなと思いますので、ちょっと我々も今評価というところを、参考になるかもしれませんがけれども、改めて
1:39:20	つけるような対応を考えたいと思います。
1:39:22	原子炉規制庁、多分そこがポイントで、今現状詳細は確かに、細かいところは工認なのかもしれないんだけど、基本的にセンコーが示したのものまでは、当然設置許可で示してくださいよと。
1:39:36	何回も言ってるように並行審査をしているっていうのは前提としてわかってるんだけど、それはやっぱりもう前提になっているんですよ。要は並行審査をやってても、こっち側のプラント市の市への審査資料に、
1:39:48	反映を逐次やりますよっていう前提で、ここの部分というのがなってるので、今基準地震動が先週決まったということは、この余寿命のところに関しても、
1:39:58	基本的には土手先行並みには最低示していただいた上で工認の詳細か、もしくは、
1:40:07	その辺はどうするかっていうのはまだ決めていきやいけないんですけど、基本的には、先ほど言ったように、簡易評価であっても、先行と同じレベルの評価までは、
1:40:17	持ってきてもらわないと困るかなと思ってるんですけどいいですか。
1:40:22	はい。北海道電力の伊藤でございます。応力評価耐震評価に通ずる話かなと思いますので、今ある評価っていうところをお示できるように、資料を改めて見直したいと思います以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:46	規制事務所ですね、基準地震動が決まってないのは、皆周知の事実なんですよ。でも水平ケアの並行審査をやってるってことは、さっき言ったように、
1:40:56	スロッシングもある程度の数値を入れて、見積もりで出しています。当然ながらこの営業寿命に関しても、同じように今も決まったので、正式なやつでやってもいいと思うんですけど、
1:41:10	そういうものは提示していただかないと、基準地震動が決まるのが遅かったので、こっちは提示できませんという理由になりますので、そこはよく認識してください。いいですかね。
1:41:23	はい。北海道電力の井藤でございます。我々スロッシングは出してオカのBCクラスの評価ですとか、応力評価少し出てないということで、相違がある状態だという認識はしましたので、
1:41:37	全体整合とれるように対応して参ります以上です。
1:41:42	他あれですかコメント回答関係でありますか。
1:41:46	もう1個だけあって、ごめんなさい記載適正化で直していただいたところなんですけど。
1:41:53	電気課提案のやつで、審査会合で確認して、少し記載拡充していただいたと思うんですけども、
1:42:00	これあれなんでしたっけ。
1:42:02	少しヒアリングの中でもやりとりあったかもしれないんですけども、
1:42:08	とぴあの中で起きるその溢水量に、あれなんだっけ。排水できる容量を放水量自体は補強する自体が、
1:42:19	各種経路として確保されてるんでしたっけ。
1:42:25	はい。北海道電力の伊藤でございます補機放水炉の排水容量としては、
1:42:30	原子炉補機冷却海水系統が主になりますけれども、6800立米パーアワーっていうのが4K、アマヤ4台ポンプが受けたときの流量で、
1:42:41	今尾野さんがおっしゃった、建屋内の溢水という観点では、
1:42:46	途中で隔離して止めてしまいますので、その全体量が今、資料の
1:42:52	中ではなんぼで果たしていいのかな。
1:42:55	700とか、そのぐらいですね、もちろんその程度の量であれば、一次系放水ピット側に、
1:43:03	電気建屋内で生じる溢水ってのは基本、伝播しません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:07	ただ、壁がひび割れてるとかそういう話があると、そっちにも行きますけれども、その容量を超えたとしても、6800立米パーアワーというものに比べると、
1:43:17	被告、小さいレベルだと思いますので、全く問題なく流れるのかなというふうに思います。
1:43:24	以上です。
1:43:26	承知いたしましたって多分その記載あった方がいいかなと思っていて、いや、結局これ排水に期待してあれですよ、8.7メートルで設計。%
1:43:35	。開口部の天端までしか。
1:43:38	保守的に当たりませんよっていうところのその前提条件の一つになってると思うので、そちらについては、ちょっと記載のほう拡充しておいてください。
1:43:48	はい。北海道電力の伊藤でございますご指摘、理解しましたので
1:43:53	資料の方に反映させていただきます。以上です。
1:43:58	規制庁ですちょっと他のところでいくつかすみません
1:44:01	コメント書いてあったところじゃなくて確認させていただきたいんですけれども。
1:44:06	危急の19ページで、
1:44:09	ちょっと、
1:44:11	見てて、あれと思ったところがあってですね、
1:44:19	また、年(2)の上のところに循環水の記載あるじゃないですか。
1:44:29	9の比較表で9-19ページで(2)地震起因の溢水量の設定。
1:44:35	1.7.3.3の地震に起因による溢水の②のところの、
1:44:42	一番下、
1:44:44	これ白根とか柏崎って、この設定するの後に津波の流入考慮しますよっていう記載があって、で、
1:44:52	ちょっと嶋田の方はわかんないんですけど柏崎って、確かタービン建屋の循環水ポンプエリアは津波の流入考慮した評価をしてると思ってる、泊もあれですよ。
1:45:03	タービン建屋があって、
1:45:04	津波の流入を考慮して評価するんですよ。その記載ないといけないのかなと思ってて、これですね補足を津波の流入考慮した表が今後、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:15	ちゃんとやりますっていうのを方針として立てて、高いところ、原発の記載なので、いけないと思うんでここはちょっと確認していただいてもいいですか。
1:45:24	北海道電力の濱口です。はい。タービン建屋津波流入を考慮した評価してますので、センコーの島根柏崎へ確認して反映いたします。
1:45:35	はい。規制庁のです。
1:45:38	あと、すみません。
1:45:40	比較表の9-別添1-4なんですけど、
1:45:51	目次のところなんですけど、
1:45:54	これをナカガワていう。
1:45:56	添付資料19って、何で作らないのかなっていうのがちょっとよくわかんなくて、
1:46:02	例えばこれ、別添の1-添付10-37ページとかだと想定8000とかで積つけますとかって、一応書いてたり、
1:46:12	してですね、女川の方も想定破損で必要となる設備対策で積とかが、
1:46:19	必要なんですっていうのを何か河内。
1:46:22	抽出して出してるような気がして、なんで泊、この中計いらないんでしたっけっていうのはわかんなくてですね。
1:46:32	北海道電力の濱口です。
1:46:35	没水評価で期待している堰ですとか、水密扉についてはアノし、止水に、
1:46:43	期待する設備、
1:46:49	溢水経路上にある、そういう止水に期待できる設備として添付資料9ですかね、溢水評価において止水を期待できる設備という資料がございまして、こちらの方にすべて掲載しております。
1:47:04	Dと泊の場合、例えば防護対象設備が没水しないようにそのまま利用積で加工ですとか、区画分けるですとか、そういう対策はして、
1:47:15	いないので、女川はこの添付資料19の方にそういった設備に対する対策を記載されていると思うんですけれども、そういう対策はないということで、
1:47:26	この資料は、作成しておりません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:57	規制庁の尾上さんの多分一応女川とその評価のやり方とか、この抽出の仕方一緒に、多分女川って
1:50:06	抽出してる段階でNG入ったものに対してどういう対応をしますよみたいなやつを何かこう、
1:50:12	なんていうかプロセスみたいな感じで書いてるのかなと。
1:50:15	認識していて、
1:50:17	そうするとなぜ泊来れないんですたっけっていうのがちょっとわかなくてですね。
1:50:41	はい。すみません北海道の伊東でございます例えば、私理解した範囲では設備、防護対象設備そのものに対策を施しているリストが、
1:50:51	添付の19と20というふうに理解してたんでいて、今の尾野さんの話も踏まえまして、我々そういうものないということでこれをとって比較表にその理由、
1:51:02	書いてたかなと思うんですけども改めて確認させていただきます。はい。
1:51:14	衛藤北海道電力濱口です。
1:51:18	堰の設置等のさんがおっしゃっているのは表の1の防水対策2-2ということで、
1:51:24	設備の周りを多分堰で囲っているっていうような対策になると思います。
1:51:33	泊の場合は
1:51:36	そういう防護対象設備を没水しないように囲ってるっていうような対策はなくてですね、その前段のその溢水経路上にこう、
1:51:44	堰があるので、そのエリアまで流入しないっていうところで、評価が0になっているっていう評価になっていまして、それは先ほども申したんですけど添付資料9の止水に期待する設備、
1:51:56	の方でピックアップされて、公認対象となる積だっていうふうにエントリーしているっていう、そういう整理をしております、
1:52:19	はい。
1:52:20	こちらのちょっと確認して再整理させていただきます。はい、規制庁なしよろしくお願ひします。すみません。あともう何点かだけ。
1:52:28	ごめんなさいちょっと
1:52:37	設定1の83ページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:47	愛妻スロッシング評価だったっけ。
1:52:54	この関係でちょっと2点ほど、我々の確認事項の方でも書いてあってですねちょっと次の指摘っていいですか、確認もそうなんですけれども、
1:53:06	モデル、今この下で書いて解析領域とか、あと確か、次のページに出てくる84ページ出てくる3次元メッシュとか解析モデル図とかで、
1:53:16	このもモデル図を作るときに、この既計上とかっていうのを、
1:53:23	どう作成したのかっていいですか多分実際の何かこう、
1:53:26	図面とか、それを用いて作ってると思うんですけどそういうのが、このモデル化はどういうふうにならしたのかとかっていいですかそれをちょっと記載していただきたい。
1:53:38	と思ってますと。
1:53:40	あともう1点なんですけれども、
1:53:42	同様の確認事項で、メッシュ解析のメッシュとかを、どのように妥当と判断したのかとかっていいですかそれがあってですね、それも読み取るところがなかったんで、少しそのメッシュの
1:53:54	考え方といいますか切り方とかについては、少し説明を追加してください。
1:54:01	北海道電力の濱口です。そのモデルの作成方法とメッシュの妥当性ということで、資料記載充実いたします。
1:54:13	あと規制庁のです
1:54:16	次ちょっと、
1:54:19	展、
1:54:20	1-添付18でこれちょっと形式だけなんですけれども、
1:54:26	島根とかがですね、
1:54:30	これあれかな、必須今あれだったかな、グラフだと思うんですけど、飄々だと思うんですけど、地震と消化水と想定破損とかでこう分けて作ってるんですよ。
1:54:44	女川想定破損しなくて女川と比較して多分一つのやつで作ってると思うんですけどちょっと獅子舞と同様に分けて欲しいって言いますか、没水の方だとそれぞれの状態で分けていて、
1:54:56	急に被水だって全部来ちゃまぜになっちゃってそれぞれがどう、どの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:02	破損で出てきたのかわからないので少しそこは整理していただけないでしょうか。
1:55:13	ただ、北海道電力濱口です承知いたしました今1水源が一緒くたになっているというところですよ。
1:55:26	しましたちょっと表のフォーマットをバーに合わせにいつてしまったので、分けて作成すること可能ですのでそのように整理いたします。
1:55:36	そうですよろしくお願ひします。
1:55:39	あと、
1:55:44	あとごめんなさいほそくうの方行つて、補足の11-5なんですけれども、
1:55:51	補足の11、
1:55:53	-5 ページ比較表で、
1:56:02	ちょっとこれはよくわからなくてですね。
1:56:06	19条の別添1の補足11-5 ページです。
1:56:14	補足です。衛藤。
1:56:40	すみません、9の別添1の補足11-補11-5なんですけど、
1:56:48	ここの表3の地震時の漏えい箇所の確認。
1:56:53	隔離操作等におけるアクセス性評価結果ってところの、
1:56:59	現場に行く理由って、
1:57:02	出入り管理建屋とタービン建屋って、丸にあるんですけど。
1:57:23	あ、すみません発電所側でちょっと、
1:57:27	確認いただけますか。
1:57:31	ここでのハマグチです。
1:57:38	当時、
1:57:40	あと北海道電力の濱口です。泊発電所の方にお聞きしたいんですけど、
1:57:46	比較表の方115 ページ、アクセス性の資料で、
1:57:53	タービン建屋、はい。
1:57:57	出入り管理建屋で、
1:58:00	ある意味、
1:58:04	はい。
1:58:07	現場へ行く理由の欄のところ②がついてますけど、これは、
1:58:11	いらぬ、漏えい箇所の隔離にはいぬという認識で合つてますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:23	すいません北海道電力の鎌田です。
1:58:31	すいません。
1:58:35	北海道電力の浜です。今お話聞こえますかね。
1:58:45	鎌田さんお願いします。
1:58:47	はい。すいません北海道電力の鎌田です。今のお話につきましては、現場に行く理由として、
1:58:55	ですけれども、①の漏えい箇所の特定と②の漏えい箇所の隔離を記載している経緯につきましてはその下の欄にですね、隔離操作を実施する。
1:59:07	建屋エリアというものがございましてそちらのエリアでの隔離操作を行うことを含めて意味での記載で②の漏えい箇所の確保を実施する。
1:59:17	それも含めた形としております。以上です。
1:59:36	わかりました。
1:59:38	下の方、そういうことがわかりますわかりました。はい。
1:59:45	あと規制庁のですちょっと、
1:59:48	あと、
1:59:50	わからないところが2点あってですね、これちょっとあの記載とかじゃなくてですね。
1:59:57	地震時の隔離操作でなんですけれども、これ資料どこに入ってたっけ。
2:00:07	あります。
2:00:18	規制庁の諏訪の補足 14、そうですね補足 14 のところで、
2:00:23	ちょっと気になってるのは、
2:00:29	タービン建屋の循環水ポンプの隔離操作なんですけれども、
2:00:34	これはあれですよえと電気建屋で、隔離操作しますと、これ、これってあれなんすかね実態上として本当に電気建屋でしかできないんですか、中央制御室とかではできない。
2:00:49	あと北海道電力の濱口です。実際には中央制御室から遠隔で停止することは可能になっております。ただ水量算出の条件設定上、
2:01:00	最も時間がかかる条件ということで、現場で隔離をするという想定をしております。
2:01:12	町のサノ確かにその溢水評価の観点で保守的に考えた時の溢水量の条件として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:19	電気建屋の方で、自治体にて隔離操作をするってということで今時間を見積もってるんですけども、
2:01:28	未評価の見積もり方ってのは先行も一緒なんですか。
2:01:33	どこも中央制御室でやってる人達ないってことですか。
2:01:37	北海道電力の濱口です。中央制御室からやってるところもありまして、伊方なんかは、中央制御室からの遠隔操作で停止するという条件でやってます。
2:01:49	ただもう同様に中央制御室から停止操作可能なんですけれども、
2:01:54	最も時間がかかる想定ということで、現場で停止するっていう方を採用してやっているというところでおおいに習った評価方法ということで泊も評価してございます。
2:02:08	規制庁の尾野です。
2:02:11	確かに中央制御室でやってるプラントもあるんですけども、安全側を考えてやってみましたと実際の運用上としては、何かあった時に中央制御室で基本、隔離操作するんですか。
2:02:26	はい。北海道電力の濱口です。実際にはまず重要制御室から停止操作をするということになって、ちょっとそこまで明確には書いてないんですけどもまず地震発生後は、現場に行って、中央制御室に連絡をするっていう手順が、
2:02:43	補足説明資料 14 ですかね。
2:02:46	にもはい、書いている通りまずは、所要から停止するっていうことになると思います。
2:03:08	大野です。ちょっと1回中に、
2:03:11	衛藤ミヤモトです。言われてることは理解しましたおそらく循環水ポンプっていうのは、普通に考えれば基準地震動が来れば止まるでしょっていう。
2:03:21	タービンのう多分塾信頼かなんかを拾って、多分、発電機がトリップして、止まるので、地震時に、
2:03:32	何となく現場に行くようなことが本当にあるのかなっていうのが、若干我々としても疑問があって多分それが、先行のPWRでは多分、一番厳しい条件という意味で、
2:03:42	現場の電気建屋でも電源が何か切りにいくと。
2:03:46	ということを取り入れてやっていたと、多分そういう経緯なんですかね。それでいいですかそういう理解でいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:58	はい。北海道の井藤でございます宮本さんのおっしゃっていただいた通りで
2:04:03	多重にですね、地震加速度大ですとか今おっしゃったタービン側の警報でも止まりますので、同じ理解しております。
2:04:13	どうぞ。
2:04:15	尾上さんの何確認してるかっていうと、我々も
2:04:19	確認事項とかで地震発生を踏まえて適切な操作時間を考慮することと、
2:04:26	書かれていてですねその手順を明確に下さいと。
2:04:29	確かにその溢水評価上で、今循環水の方、現場操作っていうのを
2:04:34	記載していただいているんですけども、
2:04:39	波及影響の建屋で、隔離操作する場所にまでに何枚も扉があって、水密扉じゃない扉もあると。そうすると実際その
2:04:49	今のその評価上に、扉が本当に開くのかどうかとかで開かなかったときどうするのかっていう、そういう時間の積み上げとかも入ってなくてですね、この時間が妥当なのかどうかっていうのをちょっと、
2:05:02	結構気にしていたんですけど、
2:05:05	中央制御室の方からでも操作できてきてそちらが基本的にメインの対応になるっていうことでそうすると、あれですよこの時間と比べてもすごい。
2:05:16	アノは早いので、まあまあ大丈夫ですっていうところなので、溢水量この評価をエントリーしてるってことは確認できたのでいいのかなと思うんですけども、
2:05:26	ちょっとそこの情報もこの補足のレベルでちょっと記載していただきたくて評価上はこっち使うだけけれども、実際上こういう対応しますっていうところはちょっと明確にしていきたいなと思ってます。以上です。
2:05:42	北海道電力の浜口です。大井が同様の設定してるということで、資料上に記載があったと思いますので、そちらを参考にして
2:05:51	オオイワはい、書いていたと。
2:05:57	申し訳ございませんそれを廃泊も書くようにいたします。補足 30 回、
2:06:05	30、
2:06:06	資料がはい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:33	ミヤモトですけど、PとBの違いって明確にしとかなきゃいけないくてBWRは管理区域の、タービン建屋なので、当然漏えい量というのはできるだけ減らしたいと。
2:06:44	なので漏えい検知なり自動検知っていうのを後から購入も含めて、つけにいとると。
2:06:49	なので溢水量を極力減らしてると。それに対してPWRは基本的に管理区域じゃないので、溢水のその他の漏えいにも入らないところがありますよと。
2:06:59	なのでどういうふうな設定をしてるかっていう前提を明確にしとかなないと、そこの記載とか、経緯が全くわからない状態になってしまうと。
2:07:09	我々審査官も困りますので、その辺の考え方を明確にしてください。いいですかね。
2:07:18	はい。北海道電力の伊藤でございます。かしこまりました。BWRとして、どのように書き込むべきかと改めて検討して、お示ししたいと思います。以上です。
2:07:31	はい、規制庁のです承知いたしましたありがとうございます。あともう1点なんですけれども、
2:07:38	その他の溢水、
2:07:41	なんですけれどもその他の溢水、その他っていいですかあれですかね屋外からの溢水でちょっと確認させていただきたくて、
2:07:50	電気建屋とかの後、あれですよね資料なので、
2:08:19	アノ9の別添の1-90とかでちょっとこれ別にそこまで資料が重要なわけじゃないんですけれども、
2:08:28	ちょっと気にしていたのは、今回ちょっと前のヒアリングで確認させていただいた通り、防護対象設備を内包する建屋については、
2:08:38	その地下水の流入っていうものについて、外壁とかで
2:08:46	あと床面ですかね、
2:08:48	流入を防止する設計としますっていうのを明記していただいでいて、
2:08:57	少しちょっと、
2:09:00	情報が変わってしまうかもしれないんですけれども、例えば

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:04	タービン建屋とか、泊電気建屋とかのその防護対象設備を内包してない建屋っていうのは、例えば地震時に外壁にひびが入ったときとか、地下外壁とかに、
2:09:15	その地下水の流入を考慮してるのかしてないのかというと多分してないのかなと。
2:09:20	思っていて、
2:09:21	何をちょっと気にしてるかっていうと、例えば
2:09:26	許可だったかのPWRで、
2:09:30	高浜と川内と美浜だったかもしれないんですけども、
2:09:34	内閣5号の時に、その地震時に対して、その地震が起きた後その地下水の流入を考慮するかどうかっていう、何かこう記載があつて結論として
2:09:46	地下水が低いから、中に流入しないとかそういう評価をしていたと思っていますと。
2:09:53	そういう評価を、休憩所側は多分、ちょっと他のプラント含めてしてるのかどうかっていうのがわからなくて教えていただきたいのと、
2:10:04	あと、
2:10:08	そうですね。
2:10:12	実際に、
2:10:14	あれなんですけど、泊の卒地下水っていうのは、
2:10:18	あれなんですけど建屋、
2:10:20	どこを、
2:10:21	建屋に対して低い位置にあるんですけど、結構高い位置にあるのかっていうのちょっと今わかれば教えてください。
2:10:30	はい。北海道電力の伊藤でございます。
2:10:34	センコーさんで、地下水を一斉評価の土肥水源として、最後にオンする載せるっていう評価をされてるところは、
2:10:45	ないというふうに認識しております。はい。
2:10:48	ただし、翁長さんもそうですけれども、防護対象設備が設置されている建屋に地下水の
2:10:58	ハープ考慮するということが書かれてますので、溢水で無視しているかというオオニシの通りそんなことはないかなというふうに思います。
2:11:05	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:06	二つ目の我々の地下水、どういう設定かということに関しましては、
2:11:13	原子炉建屋等の主要建屋以外は、地方名水ということになりますので、実態として、防護対象設備が設置される使用建屋側の、
2:11:25	側壁、あと先日来はな、話題になっている湧水ピットの天端
2:11:31	は、止水対策されているということで、対応上は特に支障はないんですけれども、今地下水の低耐震建屋側へのコールが見えづら いっておっしゃっているのは、
2:11:43	センコーさんもそうかなというふうに思いますけれども、ご認識の通りかなというふうに思う次第です。以上です。
2:11:49	そうですわかりました。多分、あれなんですかね。基本的には、ちょっと泊は設計地下水位高く置いてるところもあると思うんですけど、基本的にP低かったりとかそれから影響がないのとあと別にその建屋が引かれちゃうじゃ水入ってくるわけじゃないから、
2:12:05	評価として、多分あれですよ。
2:12:08	微少量だから別にオンしてもオンしなくてもそんなに影響ないから切ってるってことで入れてないのかなということ。
2:12:28	要は先行のPWRの場合は、まず膨張てがないところがあるというので島アノ地下水をの上昇をそこまで想定しなくてもいいというのがまず前提にありますと。
2:12:41	さらに言うところは大井とか9関西の電力で多いんだけど、湧水ピットに正式の異常を持たすことによっても地下水を中で
2:12:54	考慮から外すという行為もやっているんで、そういう意味で外しているというところがあります。
2:12:59	BWRと今回の泊に関しては防潮てに囲まれてるっていう前提が全く違うので、その分地下水に対する考慮というのが非常に重要になってきたと。
2:13:09	なので溢水でもある程度見ているっていうのが現状です。
2:13:24	規制庁宮です。私のコメント、大きなコメントとかではないんですけど、
2:13:30	少し資料をもう少し丁寧に書いていただきたいところが何ヶ所かあって、これ全部、これ溢水だけの問題じゃなくて今テンパチ本文の部分のところについてはある程度審査官を見ているので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:43	ある程度なお直ってるっていう適正化されてきたんですけど、特に補足資料の大井江藤火災とか溢水とか、多分そんなのが外部上もそうなるのかもしれないけど、少し
2:13:55	比較したときに、例えば、泊じゃないのでって言うのもう一律で切ってるところの表現とかがあるんですけど、そういうところは中身をよく見て、泊で書ける範囲のものは書いていただきたいと。
2:14:09	いう認識です。例えばですけど、今回行ってる別添1の中で、9の別添1の、
2:14:18	89ページとか見てもらう、88ページかな。
2:14:27	比較表ですね、見てもらうと。
2:14:30	ここっていうのは使用済みネットピットのノに対する冷却機能給水機能社員機能の確認という項目になってますんで(1)ですレッシング使用ピットの水量低下及び必要性というのが書かれていますと。
2:14:42	ここまでは特に私も特に問題ないと思うんですが、次のページにいくと、
2:14:47	ピットの冷却に必要な水の確保についてってことで書いてあって、表の8の炉通りですってこれ非常にざっくりばらんに書かれてなくてですね、説明が全然ないと。
2:14:56	おっしゃる通り海水が確保されてるっていうことで前提でこれ、こういう書き方をされてるんですけど、これ単独の資料で見たとこで比較表だけは気になるからいいんだけど単独で規格で見たら、これで話が通じるのかと。
2:15:11	いや、例えば先行のは、前のページの8-6-7で必要な水に対してどれぐらい確保されてるから大丈夫なのと、あとは、それ以外に例えば
2:15:22	冷却機能が維持されてるとかそういう話が書けるなら書けるでしょうと。
2:15:28	そういう箇所がほかにはないんですかと。だからこれ単独の資料になったときに、ちゃんと見読めるようにしてもらいたいんですよ。
2:15:36	今みたいな箇所が、例えばその、補足資料が多い、溢水火災、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:43	六条みたいなものに対しては、よくそれを見直しこれからよく我々も審査を見ますけど、事業者の方でここをこういうところを直していただきたいと思いますよね。
2:15:54	それでさらに資料の中身を深め深めてかよく適正化していただければなと思いますんで、その辺いいですかね。
2:16:09	北海道電力の石川でございます今いただいた話は、この9、今、ヒアリングしていただいている91水だけじゃなくて他の条文についても共通で、本文テンパチなんかは、比較的仕上がってきてると。
2:16:21	思うけれども、補足説明資料レベルになると、結構散見される状況として、
2:16:27	泊と状況が違うで切ってるとか設備がないで切ったりしてるものもあると、それについても書ける範囲で書けることがないのかっていう視点で見て、資料単独で見たときに、
2:16:38	閾値とストーリーが読めるような形にして欲しいと、そういったことで、今後の月単位での、その資料のブラッシュアップの中でそういうことも見て行って欲しいと、そういう
2:16:48	ご指摘かと受けとめましたけどよろしいですか。
2:16:52	あえて規制庁名でそういうご認識でお願いしますアノ。
2:16:56	この前も言いましたけどこれまとめ資料っていうのはこれまでの審査の罪K a s eになってます。なのでPとか泊単独っていう考え方ではなくて、PB合わせた全体的な
2:17:08	審査の、要は、最新版であるべきだっていうところもあるので、それは要は、言われるように多分今まで大井大井を見たから、
2:17:19	審査作ったら実は新しいBWRの電力の審査試験やったら全然もう量が変わってますよね。要はそれと同じで、要はここで例えば、
2:17:31	先祖返りじゃないけど少し言いアノゆるいというか少なめの資料の
2:17:37	まとめ資料になってしまうと今後、
2:17:41	泊は強い苺頑張るんだと思うんですけど12号の話とか、あとはその他今申請中のプラント資料に、最新版にしてレビジョンかけていかなきゃいけないところがあるので、
2:17:54	そういうベースになる可能性も可能性ってそういうもん持っているんで、その辺はやっぱり責任持ってその辺はしっかり作って

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ただきたいと審査側も、やっぱりそれぞれをつもりは全然ないので、
2:18:05	そういう認識で見えていただかないと、例えば
2:18:09	いつまでもなかなかセットが完了しないという形になりますので、それは事業者が自主的にその辺はよく見ていただきたいというそういう意味ですはい。いいですかね。はい。北海道電力の石川でございます。全体として北海道電力の責任でそういうところを見ていって欲しいというご趣旨は承知いたしました。
2:18:26	個別個別の話になってくると、ちょっとレベル感というんですかね、設備がまるっきりないとか、そういうものはどうすんだってのは、いろいろ出てくるかと思えますんでそれは都度、協議しながら進めていきたいなというふうに思います。
2:18:40	はい。よろしく申し上げます私から以上です。
2:18:45	同じです。すいません私から最後1点だけ、ごめんなさいさっき地下水の話をしていてですね9の別添1の111ページ。
2:18:54	比較表ですね9の別添1の111ページなんですけど、
2:18:59	これはどうぞ。
2:19:00	括弧3と。
2:19:02	(3)の、
2:19:03	燃料貯蔵
2:19:05	槽タンク室、
2:19:06	ていうのと、この
2:19:13	(4)の取水ピットポンプ室のところなんですけど、
2:19:18	これって、(2)の内数じゃないんですかね(3)と(4)で建てたのかなっていうのが、
2:19:24	わからなくてですね。
2:19:26	これとこの地下水のところって、(1)が通常の地下水の状態があって(2)が、仮に排水ポンプが止まってしまった時の、
2:19:37	検討していて、この(3)と(4)は何なんですかっていうのはわかなくてですね。
2:19:44	いや書いてある内容はわかるんですけど、
2:19:47	はい。北海道電力の伊東でございます。もともと地下水排水設備が設置されているもの、今日(1)確認ということで、天内部分については3と4で個別に書きましたっていうのが今の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:01	章立てになってますけれども、結局ないときの影響としては、 (2)にまとめればいいのではないかというそういうご指摘だと思いますので、そういう章立ても可能だと思いますので、我々の方でちょっと工夫をさせていただきます。
2:20:19	議長のですよろしく申し上げます。私から以上です。他ありますか。
2:20:28	はい。では事業者側から何かありますか。大丈夫ですか。
2:20:57	うん。では次6条の、
2:21:00	説明を願いますちょっとあれですかね、入れ替えあるので、
2:22:07	はい。北海道電力の砂川です。それでは第6条、その他外部事象につきまして前回のヒアリングコメントであります。
2:22:18	除雪に関するコメント回答と、あとは記載の適正化として拡充した箇所についてご説明したいと思います。
2:22:30	それでは資料の方ですが、資料7-3、
2:22:33	の方の10分の10ページ。
2:22:36	1、一番下の40ナンバー42ですね、こちらのところをご覧ください。
2:22:44	コメント内容ですけども、積雪が確認された場合の記載について、アクセスルートの確保における説明内容を確認した上で、具体的に記載し、説明することと。
2:22:56	ということでコメントをいただいております。
2:22:59	コメントの概要ですけども、こちら積雪が確認された場合の記載につきましては、アクセスルートの除雪に関する内容を踏まえ、除雪の体制の記載箇所に具体的に記載しました。
2:23:11	また、それ以外の構内の除雪範囲についても具体的に記載してございます。
2:23:17	それでは、具体的に資料の方でご説明さし、ご説明いたします。
2:23:22	資料の方ですけども、比較表、資料の7-2。
2:23:28	比較表の、こちら、ページがですね、
2:23:32	6外字別添1、補足13-8になります。
2:23:39	6外字別添1、
2:23:42	補足13-8になります。
2:23:58	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:59	こちら、ですね、別紙3、構内の除雪方法についてということで資料を作成してございます。こちらの冒頭のE x c e s s時の泊発電所の体制のところの一つ目のポツのところですね。
2:24:14	こちらのところに、車両の通行等に支障がないようを、アクセスルート、第3図の青線、下の方の、こちら構内の除雪範囲を示してございますがこの中の青線、
2:24:26	こちらがアクセスルートになります。こちらのアクセスルートについては、積雪深が10センチに達した場合に除雪を開始するというので、具体的にアクセスルートの常設基準を具体的に記載を、
2:24:40	いたしました。コメント回答は以上になりますが、引き続きまして記載の適正化として拡充した箇所の方もご説明申し上げます。
2:24:51	こちら、第3図の方で、以前は、こちらの青線のアクセスルートの除雪範囲のみを示してございましたが、こちらの方、構内の除雪範囲全域を示す形で、
2:25:05	こちら緑線、こちらが泊発電所の構内の除雪範囲として設定してございます。
2:25:12	こちらを踏まえまして、先ほどの体制の二つ目のポツですね、アクセスルート以外の構内の除雪箇所。こちらの第三条の緑線、
2:25:23	については、エリアごとに定めた除雪基準、10センチ以上、または、15センチ以上に達した場合に基づき、
2:25:32	101015センチ以上に達した場合に基づきまして所定の時間までに除雪を完了するといった形で運用を定めてございます。
2:25:43	こちらのページの方は後最下段のところですねこちら注記なんですけども、今回除雪範囲を、構内除雪範囲を示しておりましてこちらが、
2:25:53	基本的に令和3年度時点の除雪範囲を示したものになってございますので、この辺りも、今後、範囲が見直されることがあれば、適切に反映。
2:26:04	するということで、注記の方をこちら記載してございます。
2:26:09	次のページをお願いいたします。
2:26:13	こちら次のページは重機の除雪作業の写真を掲載してますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:19	こちら、もともとは第4-1図、1枚しか掲載しておりませんが今回、4-ニイツと4-3図ということで、こちら写真の方を追加いたしました。
2:26:31	次のページをお願いいたします。
2:26:34	こちら別紙4で原子炉建屋等の屋上の除雪運用についてということで、建屋の屋上の除雪のフローを示したものの作業フローを示したものでございます。
2:26:46	こちらのところにまず本文の方の、なお書きで書いてますけども、こちら泊発電所運開以降の除雪の実績ですねこちらの方を記載してございます。
2:26:59	こちら運開以降は大雪による建屋屋上の除雪を実施した実績はないということで追記いたしました。
2:27:08	あとこちらフローの方も from アノ木、記載のところこちらえーとですね、ステップワンのところなんですけども、積雪監視対応の情報収集、
2:27:20	こちらのところを具体的に項目を追加してございます。一つ目が、建屋屋上での積雪測定、二つ目が気象情報、
2:27:31	括弧除雪予報の収集ということで、具体的に追記しました。あとは、こちらのフローも、全体的に記載の適正化を図ってございます。
2:27:43	以上が、今回除雪に関するところで、拡充した範囲となります。説明は以上です。
2:27:53	規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。
2:27:56	それでは確認したいと思います。
2:27:58	まず、補足13-8ページのところなんですけど、
2:28:03	一番下の※米印のところ、
2:28:07	令和3年度時点ということなんですけど、
2:28:12	これはあれですか、現在の工事中の箇所を踏まえた、
2:28:16	ジョセツルートを変えていると、そういうことなんですかね。
2:28:21	こちら、とですね、
2:28:24	従前より、構内の除雪範囲というものは、所掌の下で定めておりまして、そちらで作成している令和3年度時点の、
2:28:34	構内の範囲ということで、その中に工事とかそういった観点で反映されてるものもあるというところもあるか、もしあるというところも、しれませんが基本的には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:49	そういった観点も含めた、構内配置、構内の除雪範囲というふうに認識してございます。
2:28:57	規制庁オオツカで生じました。
2:28:59	ちなみにこの図の青いラインっていうのは、現在、SAの方で示されているアクセスルートと全く同じものと考えてよろしいですか。北海道電力の砂川です。はい。アクセスルート側の、
2:29:11	ジョセツ範囲と全く同一の範囲を示してございます。
2:29:16	はい。規制庁大塚です。あと、アクセスルートの整備が数と、除雪ルートがどう変わる可能性があるのかかなんですけど。
2:29:25	あれですか緑の部分が増えるというようなイメージなんですかね。
2:29:33	ええ。
2:29:48	北海道電力の砂川です。
2:29:52	そうですね。
2:29:55	今後そうですね工事とか進捗してこの辺りの構内の配置が見直されるとそれに伴って、除雪の範囲が増えたりとか、
2:30:05	そういったことは、発生しているのかなというふうに考えてございます。
2:30:11	規制庁オオツカで生じました。
2:30:14	まだこれから変わる可能性があるということで、はい。認識しました。
2:30:19	そうです。
2:30:20	とりあえず私からは以上です。
2:30:22	他にありますか。
2:30:27	はい。それではこちらからの確認は以上ですが、事業者側から何か。
2:30:32	追加の説明は、確認事項ありますでしょうか。
2:30:37	北海道力のスナガワですこちらからは特にございません。
2:30:55	規制庁宮本ですけどちょっとちなみになんですけど、今度付けるカメラもそうです今ついているカメラで、この吹雪のときって結構プラントの方って見えるんですかね。
2:31:08	吹雪な北海道電力の笹ですけども吹雪の程度にもよりますけども、通常の吹雪ぐらいただったらそこそこ見れます。
2:31:18	そうですね。
2:31:21	結構あの辺地吹雪が多いんですけども、地吹雪は比較的、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:28	低いところで起きるので、上の高いところから見てるカメラは、やっぱり雪が降ると大分視界悪くなってきますけども、有珠程度感はずっとあれだけそこそこは見えるかなというふうに思ってます。
2:31:41	全く見えないって。
2:31:45	ああなるほどそうですねそうですね。うん。そのカメラの。うん。
2:31:51	高さ関係ありますよね。高いところから見てたら、
2:31:55	うん。
2:31:58	笹のユフ。
2:32:01	結構
2:32:04	ありがとうございました。あと、
2:32:06	そうですねこの膨張底ができる囲むように、
2:32:11	行きどこしていくんですかっていう。
2:32:14	雪たまりやすくなりますよね多分ね。
2:32:17	困っちゃうからね。
2:32:21	結構ですね、捨てパワー、いろんなところがあって、うまく捨ててますがどうしようもなかったら最後はもっとダンプに進んで、排泄してっていうふうにやるんでしょうけど、
2:32:37	そう。
2:32:49	ええ。
2:33:10	はい、規制庁ミヤグスわかりましたはい、ありがとうございました私から以上です。
2:33:17	はい。規制庁大塚です。それではこれでヒアリングの方は終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。